

静岡県告示第225号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月23日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称（氏名）	所在地(住所)	売りさばき所の位置	名称（氏名）	所在地(住所)	売りさばき所の位置
(略)			(略)		
西伊豆町	(略)	賀茂郡西伊豆町 仁科401番地の1 西伊豆町役場内	西伊豆町	(略)	賀茂郡西伊豆町 仁科401番地の1 西伊豆町役場内
		賀茂郡西伊豆町 宇久須270番地 の1 西伊豆町 役場住民防災セ ンター兼宇久須 支所内			
(略)			(略)		
株式会社 エ イジェック	(略)	(略)	株式会社 エ イジェック	(略)	(略)
		富士市永田町1 丁目100番地 富士市役所市民 課内			富士市永田町1 丁目100番地 富士市役所市民 課内
株式会社 静 岡セイコー	(略)	静岡市葵区追手 町5番1号 静岡 市葵区役所内	株式会社 静 岡セイコー	(略)	静岡市葵区追手 町5番1号 静岡 市葵区役所戸籍 住民課内
		静岡市駿河区南 八幡町10番40号 静岡市駿河区役 所内			静岡市駿河区南 八幡町10番40号 静岡市駿河区役 所内

(略)

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。